

令和8年 第1回定例会日程(案)

教育委員会資料
令和8年2月24日
子ども総務課

月 日	午 前	午 後
2月 10日 (火)	(告示日)	1:30 議運
2月 11日 (水)	建国記念の日	
2月 12日 (木)		
2月 13日 (金)		
2月 14日 (土)		
2月 15日 (日)		
2月 16日 (月)		1:30 議運
2月 17日 (火)	(招集日) 11:30 議運	1:00 本会議
2月 18日 (水)		1:30 議運 議長会・競馬議会・清掃全協
2月 19日 (木)		
2月 20日 (金)		
2月 21日 (土)		
2月 22日 (日)		
2月 23日 (月)	天皇誕生日	
2月 24日 (火)		1:30 議運
2月 25日 (水)	10:30 継続会	
2月 26日 (木)	10:30 継続会	(清掃議会)
2月 27日 (金)	10:30 常任(企画・文教・環まち)	
2月 28日 (土)		
3月 1日 (日)		
3月 2日 (月)	10:30 予算	終了後 議運・継続会
3月 3日 (火)	10:30 予算分科会(企画・文教・環まち)	
3月 4日 (水)	10:30 予算分科会(企画・文教・環まち)	
3月 5日 (木)	10:30 DX	1:30再発防止
3月 6日 (金)	(事務作業日)	
3月 7日 (土)		
3月 8日 (日)		
3月 9日 (月)	(事務作業日)	
3月 10日 (火)		1:30 議運
3月 11日 (水)	10:30 予算(総括)	
3月 12日 (木)	10:30 予算(総括)	
3月 13日 (金)		(区制記念日表彰式)
3月 14日 (土)		
3月 15日 (日)		
3月 16日 (月)	10:30 常任(企画・文教・環まち)	
3月 17日 (火)		
3月 18日 (水)	11:30 議運	議長会・競馬議会・清掃全協
3月 19日 (木)	11:30 議運	1:00 継続会
3月 20日 (金)	春分の日	
3月 21日 (土)		
3月 22日 (日)		

令和8年第一回

区議会定例会区長招集挨拶

令和8年2月17日

令和8年第一回

区議会定例会区長招集挨拶

【目次】

I はじめに	1
II 子ども・子育て支援施策について	3
III 高齢者施策、保健医療施策について	6
IV 若年・ミドル世代単身者等への施策について	10
V 地域コミュニティと地域の安全・安心施策について	12
VI 住宅施策と環境施策について	18
VII 令和8年度予算案の概況について	22
VIII 議案について	23

*本文は、口述筆記ではありませんので、表現その他若干の変更があることがあります。

令和8年第一回区議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

I はじめに

世界的な経済構造の変化や不安定な国際情勢、長引く物価高騰に加え、テクノロジーの進化による加速度的なデジタルシフト等、私たちを取り巻く社会環境は、かつてない大きな転換期を迎えています。社会の変化は極めて急速であり、その影響は、区民の皆様の日々の暮らしの隅々にまで及んでいます。

こうした状況にあっても、区民一人ひとりが安心して暮らし、将来に希望を持つことができる環境を整えることが、区政に課せられた最も重要な使命であると考え、令和8年度予算は、「今日の声を、明日のかたちにする予算」として編成させていただきました。

また、現代社会はコロナ禍を経て、ネット空間ではSNSの浸透やAIの進化により、日々膨大な情報が行き交い、人々の交流のあり方が大きく変わりましたが、一方で、誤情報や不確かな情報

が瞬時に拡散する等、不安や分断を生みかねない状況も生じています。

こうした時代においては、単に情報を受け取る力だけでなく、正確な情報を見極め、冷静に判断できる力、「情報リテラシー」を一人ひとりが向上させていくことが大切です。

そして、時代がいかに変わろうとも大切なのは、社会の中で孤立することなく、心の拠り所となる「居場所」の存在です。

人は、安心できる居場所があってこそ、他者と向き合い、社会と関わり、前を向いて歩むことができるのだと思います。家庭や学校、職場といった従来の枠組みに加えて、年齢や立場、障害の有無を問わず、誰もが自分らしく過ごせる居場所を地域の中に確保していくことが、これからの区政にとって重要であると考えています。

本区では、子どもや若者、高齢の方、障害をお持ちの方が安心して過ごせる場所づくりをはじめ、文化や芸術を楽しむことのできる場、賑わいと居心地の良さを併せ持つ公園等の身近なコモンスペース、さらに地域コミュニティや祭礼文化を含む多様な行事

を通じて、人がつながり、支え合える環境づくりに取り組んでまいりました。これらの取組みが、区民の皆様にとって大切な居場所となり、安らぎと楽しさを感じられる場へと育っていくことを願い、地域の皆様方と力を合わせて、そして区議会のご理解を頂きながら、勇気を持って改革に挑戦してまいります。

Ⅱ 子ども・子育て支援施策について

はじめに子ども・子育て支援施策についてです。

令和8年度予算においては、これまでの「子育て・教育環境の整備・充実」、「経済的支援」、「身体的精神的支援」の3つの視点を基本として、諸施策をさらに充実してまいります。

(1) 子育て・教育環境の整備・充実

まず、子育て・教育環境の整備・充実については、中高生の居場所づくりを進めてまいります。

こども家庭庁が策定した「こどもの居場所に関する指針」にもあるように、地域のつながりの希薄化や共働き家庭の増加等による

社会構造の変化により、子どもが「居場所」を持つことが難しくなっている中で、子どものニーズを踏まえた多様な居場所の重要性が一層高まっています。

こうした中、家庭や学校以外の中高生のサードプレイスを整備する第一歩として、旧九段中学校を活用した試行的施設を設置します。

この施設では、談話ができるフリースペースや学習スペース、ダンスや演劇に活用できる多目的ルーム等を設け、利用状況を検証するとともにアンケートや意見交換を行い、将来的に検討を予定している本格施設の整備に活かしていきたいと考えております。

また、保護者の子育てと就労の両立を支援するため、現在の麴町地区にある 1 施設に加えて、新たに神田地域で医療機関に近接する病児・病後児保育室を開設・運営いたします。

さらに、区立学校の児童・生徒の情報活用能力や主体的な学びを支えるICT環境を整備する「ちよだスマートスクール」について、新たにシステムのクラウド化やネットワークの統合、通信速度

の向上等を進めます。

これにより、子どもたちの利用においては円滑なアクセスを実現するとともに、教職員がどこからでも安全にデータ活用できる等、教育活動の高度化・効率化を図り、子どもたちの学びの質の向上と教職員の働き方改革をより一層推進してまいります。

(2) 経済的支援

次に、子育て家庭に対する経済的支援については、区立学校での給食及び教材費の全額補助に加えて、新たに私立学校等に通学する小学生と中学生を対象に、「(仮称)私立学校就学者等支援クーポン」として子ども1人あたり年間8万円分の電子クーポンを配付することにより、公立・私立に関わらず、千代田の子どもたちへの支援として拡充してまいります。

(3) 身体的精神的支援

次に、身体的精神的支援については、特別な支援を要する子どもに対する保育支援シート、就学支援シート等の各種シートの

情報を統合した「(仮称)千代田区こどもカルテシステム」について、名称を「はぐくみ千代田」として令和 8 年度から本格稼働いたします。

今後は、保護者あての通知機能等の拡充も予定しており、就園・就学等の際に関係機関が迅速・確実に情報を共有し、それを踏まえた適切な支援を計画的に行うとともに、各シート作成に係る保護者の負担を軽減してまいります。

これらの子ども・子育て支援施策は、サービスを提供するにとどまらず、子ども一人ひとりが安心して自分らしく過ごし、挑戦できる「居場所」を地域に確保していく取組みでもあります。

家庭や学校だけに負担を集中させるのではなく、地域全体で子どもを支え、見守ることで、子どもたちが将来に希望を持ち、健やかに成長できる環境づくりを進めてまいります。

Ⅲ 高齢者施策、保健医療施策について

次に、高齢者施策、保健医療施策について申し上げます。

(1)介護人材等の確保

全ての区民が安心して健やかに日常生活を送れるよう、安定的かつ包括的な福祉サービスの提供が求められており、区民が必要な時に適切なサービスを利用することができるよう、中長期的な視点で福祉サービスの基盤整備を進める必要があります。

一方、区民の老後を支える介護職員について、国の推計では今後 65 歳以上の高齢者数がほぼピークとなる令和 22 年度には、全国で約 57 万人の介護職員が不足すると言われており、これまでも国を挙げて総合的な介護人材確保対策が取り組まれてきました。

そうした中でも介護業界の人手不足感は依然として継続しており、特に小規模事業所にとっては、経費の掛かる採用手法を取ることが困難であることから、介護事業所等の採用活動を重点的に支援することが大切です。

このため令和8年度は、区内介護事業所等の採用活動や人材紹介サービスの利用に係る経費を補助することにより、安定的な職員採用に繋げ、継続的な介護サービスの提供体制を確保しま

す。

また、障害者福祉に係る人材確保の支援も強化します。令和 8 年度は、人材不足が特に深刻化している居宅介護・重度訪問介護事業所の人材確保を支援するため、未経験者等を雇用する経費や業務従事に必要な資格取得等の経費を助成します。

加えて、産育休を取得する介護職員等の代替職員雇用経費助成の上限額を引き上げ、対象事業所の範囲を拡大します。

(2)医療 DX

次に、医療 DX に関する施策について申し上げます。

団塊ジュニア世代が 65 歳を迎える令和 22 年頃の、高齢化に伴う医療ニーズの変化や人口減少を見据え、地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の構築が求められています。

こうした中、昨年医療法等の改正が行われ、在宅医療や介護との連携を含む総合的な地域における医療提供体制の確保や、その基盤となる医療 DX の推進が、新たな社会基盤として位置付け

られました。

区ではこれまでも、令和5年度から区民歯科健診において、ペーパーレス化の実証実験を行い、その成果を踏まえて今年度からは国の自治体検診事務デジタル化先行実証事業に参加する等、先駆的に取組みを進めてきたところです。

令和8年度には、住民・医療機関・自治体の間で医療情報等を迅速に共有・活用するための情報連携基盤「PMH(Public Medical Hub)」や、介護情報の共有・活用のための介護情報基盤への接続を進め、公費負担医療や地方単独医療費助成におけるマイナンバーを活用したオンライン資格確認や介護情報の共有化を行えるよう、DX推進に向けた体制整備を図ってまいります。

また、地域全体での医療DX推進を図るため、区内医療機関との情報共有の場を設けるとともに、電子カルテ等のシステム導入状況等を調査し、医療現場における運用面や体制面での課題整理を進めながら、区内の医療DX推進に向けた方策について検討してまいります。

高齢者施策や保健・医療・福祉施策は、必要な支援を必要な

時にお手元まで届けることに加え、高齢の方や支援を必要とする方が、地域の中で孤立することなく、安心して暮らし続けられる生活の場を確保できていることが重要であります。人と人とのつながりを支える福祉の基盤を整えることで、支援される側、支援する側、双方の息の合った安心できる地域づくりを進めてまいります。

IV 若年・ミドル世代単身者等への施策について

次に、若年・ミドル世代単身者等への施策について申し上げます。

本区では、若年・ミドル世代が人口の約 46%を占め、全国平均約 34%を大きく上回っており、実は本区において最も人数の多い世代となっています。

これまで、この世代の単身者は、区のサービスとの接点が少なく、地域コミュニティとの関わりも希薄ではないかと考えられてきました。

ところが、昨夏実施した「暮らし・コミュニティに関するアンケー

ト」では、若年・ミドル世代単身者の過半数が「地域との関係を強めたい」と回答しており、実はもっと地域と関わりたいという思いが見えてまいりました。

そこで令和 8 年度は、この世代をターゲットとする施策を展開し、地域とのつながり、そして区政とのつながりを丁寧に育ててまいります。まず、区内で行われている多様なイベントに参加しやすくするため、若年・ミドル世代向けの情報発信の基盤整備を進め、同世代同士が自然に知り合い、緩やかな関係を築ける第一歩をつくります。

併せて、若年・ミドル世代単身者同士が参加する短期滞在型プログラムを実施し、ともに地域課題の解決に取り組むことで、新たなコミュニティ化と、今後の区政への協力・連携関係の構築を図ってまいります。

さらに、単身者を対象とした取組みとして、東京都が令和 6 年 9 月に開始した AI マッチングシステム「TOKYO 縁結び」への登録料を区として補助し、結婚を望む方の婚活を後押しいたします。

若年・ミドル世代単身者への施策は、これまで行政や地域との接点が少なかった世代に対し、この街に「自分の居場所がある」と感じていただくための取組みです。緩やかなつながりを育み、無理なく地域と関われる場を整えることで、将来にわたって千代田区に愛着と希望を持っていただけるよう取り組んでまいります。

V 地域コミュニティと地域の安全・安心施策について

次に、地域コミュニティと地域の安全・安心に関する施策について申し上げます。

(1)地域コミュニティ支援

電気・ガス・水道等のインフラが止まると、その大切さを痛感しますが、地域コミュニティにおける人とのつながりもまた、見えない「ソフトインフラ」として、暮らしを支えています。地域の清掃活動や防犯パトロール、高齢者やこどもの見守り、災害時の助け合い、そして、祭礼を通じた世代間交流。そうした地域の絆を長年支えてきたのが、千代田区の町会です。幾多の困難を乗り越え、

今年も七十周年、百周年という節目を迎える町会・連合町会があり、その歩みを改めてかみしめる機会となりました。

こうした中、区としても昨年、町会を取り巻く現状を的確に把握するため、町会長、女性・婦人部長、青年部長等にアンケートとヒアリングを実施いたしました。地域コミュニティの基盤としての役割や、防災、祭礼文化の継承への意識は高いものの、運営を担う人材の不足という切実な課題が改めて明らかになりました。そこで区は、町会ごとの状況や特徴に応じた「オーダーメイド型」の支援プログラムを進めるとともに、町会のデジタル化やコミュニティ事業、酷暑対策、祭礼文化の継承等、多角的な支援に取り組んでまいります。

ソフトインフラとしての地域コミュニティの絆は、町会を核としながらも、大学・企業・NPO・ボランティア団体等、地縁によらない多様な団体へと広がっています。地域コミュニティの活性化には、町会を再生・活性化することに加え、多様な主体と町会を「橋渡し」する役目がますます重要になっています。地域の誰もが参加しやすい協働の場を整えることが、これからの区の大切な役割で

す。千代田区で暮らし、働き、学び、集う全ての人が、この街に誇りをつながりを感じられるよう、地域コミュニティというソフトインフラを育てまいります。

町会をはじめとする地域のつながりは、災害時のみならず、平時においても区民の安心を支える大切な基盤です。多様な主体が関わり合い、誰もが参加できる「居場所」としての地域コミュニティを育ててまいります。

(2) 外神田等秋葉原周辺地域の安全・安心対策

次に、外神田等秋葉原周辺地域の安全・安心に向けた取組みについて申し上げます。

秋葉原は、世界的な知名度を誇り多様な人々で賑わう街ですが、区民の日々の暮らしの場であり、小学校や幼稚園も立地する等、賑わいのそばに地域の日常が息づく街です。

そこで、賑わいと生活環境の調和を図りながら、安全・安心の確保に取り組むことが重要となります。

しかし近年、来街者の増加等に伴い、植込みや道路へのポイ捨

て等ごみの散乱が目立つようになりました。

とりわけ、年末年始やゴールデンウィーク等、収集が追いつきにくい時期には、未収集のごみ袋等の周囲にさらにごみが捨てられる、いわゆる「ごみのごみを呼ぶ」悪循環が生じ、悪臭や害虫、ネズミの発生等衛生面や景観の悪化にとどまらず、「この街はルーズだ」という印象を与え、公共施設や他人の財産に悪意をもって落書きやステッカー貼付を行うヴァンダリズムや、その他の違法行為を誘発する等、防犯面の不安にもつながりかねない状況です。

区はこれまで、清掃事務所職員による早朝清掃や臨時収集を実施するとともに、町会、商店街、事業者、ボランティアの皆様と連携し、環境美化に取り組んでまいりました。

他方で、海外からの来街者を中心に「ごみ箱が少なく、捨てる場所に困る」との声も寄せられており、区民の生活環境を守り、安全・安心な秋葉原を維持するためには、仕組みの面でも改善を進める必要があると認識しております。

そこで、容量を自動計測し、満杯となる前に通知するスマート

ごみ箱を中央通り周辺に設置してまいります。これにより、ごみがあふれるのを未然に防止し、収集の効率化を図るとともに、景観改善、ポイ捨て抑止、利用者の利便性向上に繋げてまいります。併せて、地域を支えてくださっている清掃・美化活動の継続と充実についても、引き続き支援してまいります。

また、秋葉原における路上喫煙の状況も課題となっています。令和7年度 1 月末における区内の過料処分 7,800 件のうち、46%が秋葉原地域内で発生しています。国内の来街者はもとより、いわゆるインバウンド観光客に対する過料処分は、喫煙に対する文化の違いや、ローカルルールとしての千代田区の条例による規制の周知徹底が難しいこともあり、非常に多くなっています。また、秋葉原地区における賃料がコロナ禍以降上昇し続け、現在の民間喫煙所に対する助成だけでは設置が思うように進んでいない状況です。

秋葉原地域における路上喫煙対策として、民営喫煙所の維持管理費用の増額、区営喫煙所の設置を進めるとともに、現在2千円としている過料についても、その改定を現在検討しているところ

ろであります。

地域に暮らす方々の安全・安心が確保されてはじめて、誰にとっても居心地のよい街となります。賑わいと生活環境の調和を図りながら、安心して過ごせる「居場所」としての秋葉原を育ててまいります。

(3)民泊等小規模宿泊施設対策

次に、民泊等の宿泊施設の増加が区民生活に及ぼす影響への対策について申し上げます。

近年の訪日外国人旅行者の増加に伴い、全国的に民泊や旅館施設が増加しています。本区においても例外ではなく、ここ数年、施設数は顕著に増加しており、違法民泊が疑われる施設に関する通報も増えています。

それに伴い騒音やごみの不適切な排出等の問題、スーツケースを持った旅行者が出入りすることによる不安等、地域の生活環境にさまざまな影響を及ぼす事態となっています。

区ではこれまで、独自条例により他自治体に比べ厳しい規制を

行うとともに、区内宿泊施設の監視・指導を行ってまいりましたが、昨今の状況を踏まえ、区民生活の安全・安心を守るという観点から、現行の規制では十分とは言えないと認識しております。

そこで、区民の皆様や事業者、有識者の意見も伺いながら、区内宿泊施設に関する規制見直しを検討し、本定例会において、千代田区住宅宿泊事業の実施に関する条例、千代田区旅館業法施行条例の改正案を提案いたします。

これらの条例改正により、宿泊施設の新設に関する制限と、周辺地域への周知強化を図り、併せて、引き続き区内宿泊施設の監視指導に努めることで、区民の皆様が、安全で安心して生活できる生活環境を確保してまいります。

VI 住宅施策と環境施策について

次に、環境と街づくりに係る施策について申し上げます。

(1) 不動産価格の高騰を踏まえた住宅関係事業

はじめに、不動産価格の高騰を踏まえた住宅関係事業について申し上げます。

近年、区内にお住まいの子育て世帯が、出産や入学といったライフステージの変化に伴い、区内での住替えを検討される際、不動産価格の高騰により、区内における希望する住宅への住替えを断念せざるを得ない状況が生じております。

その結果、やむを得ず区外に住宅を求め、千代田区を離れざるを得ないといった声も多く聞かれるようになっており、区の持続的な発展や地域コミュニティ維持の観点からも、重要な課題であると認識しています。

このような状況を踏まえ、区といたしましては、手ごろな賃料で居住することができる住宅の確保に向けた取組みを進めてまいります。

その一環として、令和 8 年度は、賃貸マンションの空き室に関する実態調査の経費のほか、既存ストックを活用したり、中古の住宅に対して大がかりな改修工事を行い、機能やデザインを刷新するリノベーションや、既存の建物の構造躯体を活かしつつ、解

体や建て替えを行わずに、オフィスを住宅へ用途変更して再利用するコンバージョンによる住宅確保のためのモデル事業を実施いたします。

これらの調査及びモデル事業の結果を踏まえ、区内における住宅供給の実態や課題を的確に把握し、手ごろな賃料で住宅が供給される仕組みについて検討を深めてまいります。制度の構築や施策の段階的な充実を図りながら、100戸を目標とした住宅の供給に向けた支援を推進してまいります。

併せて、投機目的でのマンション取引につきましても、不動産業界、国及び東京都の動向を注視しつつ、関係機関、事業者と連携を図りながら、引き続き、投機目的での転売抑制に向けた取り組みを進めてまいります。

(2)2050年ゼロカーボンに向けた取り組み

次に、2050年までにCO₂排出量実質ゼロを目指す「2050年ゼロカーボン」に向けた取り組みについてです。

昨年末、東京都が区市町村の地域特性を踏まえた取り組みと

都の重点施策を一体的に展開していくことにより、都独自のゼロエミッション地区を創出するプロジェクトに、千代田区が提案した「神田錦町南部地区」が選定されました。

区内の二酸化炭素排出のうち約8割を業務部門が占めており、また発生原因でみると約8割が電気由来であることから、区が目標として掲げる「2050年ゼロカーボン」実現に向けては、業務部門の電力を再生可能エネルギー由来のものへと切り替えることが重要です。

このゼロエミッション地区として選定された神田錦町南部地区をゼロカーボン推進のモデル地区として、令和8年度から5年間、都の支援を受けて、業務ビルの再生可能エネルギー電力への切替えを重点的に取り組み、建築物の省エネ化や中小企業の脱炭素経営の支援等にも取り組んでまいります。

さらに、その成果を区内の他地域のみならず都内でも広く展開し、千代田区と東京都の2050年ゼロカーボンに貢献してまいります。

VII 令和8年度予算案の概況について

以上の諸施策を着実に実施するため、本定例会において議案提出させていただいております令和8年度予算案の概況について申し上げます。

一般会計は916億1,057万円、国民健康保険事業会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の3つの特別会計を加えた全会計合計は1,062億1,356万となり、当初予算額として過去最大となっております。

要因として「(仮称)四番町公共施設」や「(仮称)神田錦町三丁目施設」の整備等、投資的経費の増や、システムリプレイスへの対応による経費の増が挙げられます。

歳入につきましては、基幹的歳入である特別区民税が課税標準額の増等により、前年度に比べ22億円、11%増の230億円、また地方消費税交付金が暦日要因もあって、前年度に比べ21億円、18%増の137億円を見込んでおります。さらに、(仮称)四番町公共施設、(仮称)神田錦町三丁目施設の整備等に伴う基金繰入金についても、前年度に比べ98億円の増を見込んで

でおります。

歳出につきましては、時代の変化に的確に対応しながら、地域社会の活力と未来への可能性を力強く切り拓く「子育て・教育の充実」、「福祉の充実」、「地域の活性化と産業振興の推進」、「持続可能な社会の推進」、「安全・安心を実感するまち」、「スマートな暮らしの実現」の6つのテーマを推進する予算を計上しています。また、多様な「居場所」の整備に向け、投資的経費として153億円余を計上しております。

引き続き子どもから高齢者まで、暮らし・学び・働き・集うすべての場面において、「居場所」の視点を大切にしながら、区政運営を進めてまいります。

VIII 議案について

最後に、今回提案いたしました諸議案について申し上げます。

まず、予算案件といたしまして、令和7年度一般会計補正予算第5号の1件、令和8年度千代田区各会計予算が4件の計5件であります。

次に、条例関係につきましては、条例の一部を改正するものが12件です。

また、契約関係につきましては、「区立内幸町ホール改修機械設備工事請負契約」の他、「(仮称)四番町公共施設新築工事請負契約」、「新築電気設備工事請負契約」、「新築給排水衛生設備工事請負契約」のそれぞれ一部変更について、合わせて4件です。

その他、東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するものが1件、特別区道の路線の廃止についてが1件です。

何とぞご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、令和8年第1回区議会定例会開会のご挨拶といたします。

ありがとうございました。

令和8年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について

1 目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、毎年、有識者の知見を活用した上で、千代田区教育委員会が主要な施策や事務の取組状況について点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、区民等への説明責任を果たすことを目的とする。

2 これまでの変遷

平成20年度～令和元年度	主要施策の成果を使用して点検評価実施
令和2年度～令和4年度	教育委員会の主要課題（2～3項目）で点検評価実施
令和5年度～令和6年度	主要施策の成果を使用して点検評価実施
令和7年度	主要施策の成果及び定量的な指標を用いて実施

3 委員(予定) ※任期 3年(令和8年4月1日～令和11年3月31日)

上岡 学	武蔵野大学副学長
清水 哲	元多摩市教育長
桑原 淳子	日本女子大学家政学部児童学科特任教授
高橋 純	東京学芸大学教育学部教授、現東京都教育委員会教育委員

4 令和8年度の方向性

- (1) 本区の子育て・教育行政の主要な施策を理解してもらうため、来年度も今年度に引き続き主要施策の成果を使用して点検及び評価を実施する。
- (2) 上記(1)のほか、主要な事務事業に対して定量的な指標を設け、客観的な根拠に基づいた点検及び評価を実施する。
- (3) 点検及び評価を実施した結果を令和9年度の予算に反映させるため、上半期を目途に点検及び評価に係る有識者会議を実施する。

5 主要施策の成果から選定した事業

主要施策の成果を使用しての点検及び評価を実施する事業として以下の2事業を選定した。

- (1) 子どもの権利推進（子ども総務課）

【選定理由】

ワークショップやアンケートの結果をAI分析した結果を踏まえ、「子どもの居場所」創出のための取組を含めた、当区としての今後の方向性について検討するため。

(2) ICT学校教育システムの推進（指導課／九段中等教育学校経営企画室）

【選定理由】

九段中等教育学校において実施している先進事例及びシステムリプレイスに向けた検討実績や「ちよだりテラシー教育」の実施状況について点検・評価するため。

6 定量的指標を用いての点検及び評価

文部科学省からの通知に基づき、令和7年度の点検及び評価から定量的指標を盛り込み、当該定量的指標として以下の3項目を選定した。

(1) 全国学力・学習状況調査の正答率（指導課）

(2) 千代田区立学校の体力・運動能力調査における体力合計点平均値（指導課）

7 今後の日程

令和8年2月18日	部課長会において実施方針及び実施項目の審議
2月24日	実施方針及び実施項目の選定（教育委員会協議）
5月～7月	有識者会議の開催（全2回開催予定）
9月中	教育委員会での審議を経て議案提出（教育委員会議決）
10月中	議会委員会へ報告

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

令和8年度 「おがちよ教育交流事業」の実施について

令和6年度より、小笠原村教育委員会との協定に基づき、区立中学校（九段中等教育学校前期課程を含む。）の生徒を対象として小笠原村に派遣し、現地で環境学習、平和学習、文化学習などを行う「おがちよ教育交流事業」を実施している。

1 事業目的

世界自然遺産である小笠原の貴重な自然や戦争の舞台となった小笠原の歴史、独自の伝統を築いてきた文化等を学習し、現地での様々な体験を通して、豊かな人間性や環境への意識を高め、平和・文化を尊重する態度の育成を図る。

2 派遣日程

令和8年8月14日（金）～20日（木） 6泊7日（船中2泊）

※ 台風等の悪天候による船の欠航により、事業が中止となる可能性あり。

3 派遣生徒

区立中学校及び中等教育学校前期課程に在籍する生徒

（第1学年から第3学年） 18名（予定）

- ・健康で、他の生徒とともに協力して学びを深めることができる生徒
- ・自ら考えて行動し、規律ある集団生活ができる生徒
- ・積極的に体験活動を行い、保護者の同意が得られる生徒
- ・事前・事後の学習会及び教育委員会への報告会に全て参加できる生徒
- ・小笠原での体験の成果を広め、自身の今後の諸活動に生かすことができる生徒

※ 派遣生徒は、一次選考（書類選考）後、二次選考（面接）により決定する。

4 参加費 15,000円

※ 船中の食費、島内でのお土産代等は参加者自己負担。

5 応募方法

3月23日（月）から4月10日（金）の期間に「千代田区ポータルサイト」から応募。

※ 参加申込にはアカウント登録が必須。

6 引率者

教育委員会事務局職員及び教員8名程度

7 今後のスケジュール

(参加決定生徒は、以下の全日程に出席)

(1) 事前学習会

- ① 令和8年6月1日(水) 18時～
- ② 令和8年7月24日(金) 10時～
- ③ 令和8年8月5日(水) 10時～

※ 1回目の事前学習会の日に保護者説明会(任意)も実施する。

(2) 事後学習会

- ① 令和8年8月28日(金) 17時～
- ② 令和8年9月25日(金) 17時～

(3) 教育委員会報告会

令和8年10月9日(金) 18時～

※ 上記日程は、今後変更の可能性あり。

8 保護者事前説明会

①日時 令和8年4月3日(金) 18時30分～

②場所 千代田区役所4階 401, 402, 403 会議室

※ 専用フォームからの事前予約必須

9 その他

・ 派遣先の医療機関の体制により、アレルギーやぜんそく等の個別の対応は不可。

※ 薬の服用等に関しては、生徒の自己責任とする。

※ 看護師は帯同する。

※ 父島・母島では村営の診療所に医師が常駐している。

千代田区乳児等通園支援事業の認可等に関する規則の一部改正について

1 改正理由

子ども・子育て支援法の改正（令和8年4月施行）により、乳児等通園支援事業が国の給付制度となることに伴い、事業者に係る確認申請が必要となった。

国が示す参考様式が、認可申請と確認申請を一体的に取り扱う運用となっていることから、本区においてもこれに準拠した様式へ改正することで、事務処理の重複を解消し、申請者（事業者）の負担軽減及び制度運用の明確化を図るものである。

2 改正規則

千代田区乳児等通園支援事業の認可等に関する規則

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和8年4月1日

5 備考

附則において、乳児等通園支援事業の認可及び特定乳児等通園支援事業の確認に係る必要な準備行為を施行日前に行うことができる旨の規定を整備する。

新旧対照表

○千代田区乳児等通園支援事業の認可等に関する規則

新（改正後）	旧（現 行）
<p>○千代田区乳児等通園支援事業の認可等に関する規則 令和7年10月17日規則第59号 千代田区乳児等通園支援事業の認可等に関する規則</p>	<p>○千代田区乳児等通園支援事業の認可等に関する規則 令和7年10月17日規則第59号 千代田区乳児等通園支援事業の認可等に関する規則</p>
<p style="text-align: center;">令和●年●月●日 7千 子子推発第●号</p>	
<p>（趣旨）</p>	<p>（趣旨）</p>
<p>第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項に規定する認可及び同条第7項に規定する承認に関し、児童福祉法及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項に規定する認可及び同条第7項に規定する承認に関し、児童福祉法及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>（認可の手続）</p>	<p>（認可の手続）</p>
<p>第2条 乳児等通園支援事業の認可の申請は、<u>乳児等通園支援事業認可申請書兼特定乳児等通園支援事業者確認申請書</u>（第1号様式）により行うものとする。</p>	<p>第2条 乳児等通園支援事業の認可の申請は、<u>乳児等通園支援事業認可申請書</u>（第1号様式）により行うものとする。</p>
<p>2 千代田区長（以下「区長」という。）は、前項の規定により提出された申請書の審査に当たっては、<u>法令その他関係する国の通知等に基づき</u>行うものとする。</p>	<p>2 千代田区長（以下「区長」という。）は、前項の規定により提出された申請書の審査に当たっては、<u>「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」（令和7年2月12日こ成保発第120号こども家庭庁成育局長通知）、「乳児等通園支援事業の認可等について」（令和7年2月26日こ成保発第154号こども家庭庁成育局長通知）その他国が定める指針等を参酌するものとする。</u></p>
<p>3 区長は、乳児等通園支援事業の設置の認可をしようとするときは、あらかじめ千代田区子ども・子育て会議条例（平成25年千代田区条例第30号）に規定する千代田区子ども・子育て会議の意見を聴くものとする。</p>	<p>3 区長は、乳児等通園支援事業の設置の認可をしようとするときは、あらかじめ千代田区子ども・子育て会議条例（平成25年千代田区条例第30号）に規定する千代田区子ども・子育て会議の意見を聴くものとする。</p>
<p>4 区長は、第1項の規定による申請を審査した結果、認可の可否を決定し、認可する場合には、<u>乳児等通園支援事業認可証兼特定乳児等通園支援事業者確認済証</u>（第2号様式。次項において「<u>認可証兼確認済証</u>」という。）により、認可しない場合においては、<u>乳児等通園支援事業不認可通知書兼特定乳児等通園支援事業者不確認通知書</u>（第3号様式）により申請者に通知する。</p>	<p>4 区長は、第1項の規定による申請を審査した結果、認可の可否を決定し、認可する場合には、<u>乳児等通園支援事業認可証</u>（第2号様式。次項において「<u>認可証</u>」という。）により、認可しない場合においては、<u>乳児等通園支援事業不認可通知書</u>（第3号様式）により申請者に通知する。</p>
<p>5 <u>認可証兼確認済証</u>の交付を受けた申請者（第4条において「<u>乳児等通園支援事業者</u>」という。）は、交付された<u>認可証兼確認済証</u>を乳児等通園支援事業を行う事業所の利用者に見やすい場所に掲示しなければならない。</p>	<p>5 <u>認可証</u>の交付を受けた申請者（第4条において「<u>乳児等通園支援事業者</u>」という。）は、交付された<u>認可証</u>を乳児等通園支援事業を行う事業所の利用者に見やすい場所に掲示しなければならない。</p>

<p>(認可内容の変更)</p> <p>第3条 前条第4項の規定により認可を受けた内容の変更の届出は、乳児等通園支援事業内容変更届(第4号様式)により行うものとする。</p> <p>(廃止又は休止)</p> <p>第4条 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業の廃止又は休止(1年間を超えない期間において事業を実施しないことをいう。以下この条において同じ。)をしようとするときは、利用者及び千代田区の保育事業に対する影響が最小限となるよう、相当期間の余裕をもって、区長に協議しなければならない。</p> <p>2 乳児等通園支援事業の廃止又は休止の承認の申請は、<u>乳児等通園支援事業認可廃止(休止)申請書兼特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書(第5号様式)</u>により行うものとする。</p> <p>3 区長は、前項の規定による申請を承認するときは、乳児等通園支援事業廃止(休止)承認通知書(第6号様式)により通知する。</p> <p>4 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業の廃止又は休止を決定した場合は、速やかに利用者に対して説明を行わなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。</p> <p>附 則 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> (<u>施行期日</u>)</p> <p>1 この規則は、令和8年4月1日に施行する。 <u>ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</u></p> <p>(<u>準備行為</u>)</p> <p>2 <u>乳児等通園支援事業の認可及び特定乳児等通園支援事業者の確認のために必要な準備行為は、この規則の施行の前日においても行うことができる。</u></p> <p><u>第1号様式(第2条関係)(別紙のとおり)</u> <u>第2号様式(第2条関係)(別紙のとおり)</u> <u>第3号様式(第2条関係)(別紙のとおり)</u> <u>第5号様式(第4条関係)(別紙のとおり)</u></p>	<p>(認可内容の変更)</p> <p>第3条 前条第4項の規定により認可を受けた内容の変更の届出は、乳児等通園支援事業内容変更届(第4号様式)により行うものとする。</p> <p>(廃止又は休止)</p> <p>第4条 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業の廃止又は休止(1年間を超えない期間において事業を実施しないことをいう。以下この条において同じ。)をしようとするときは、利用者及び千代田区の保育事業に対する影響が最小限となるよう、相当期間の余裕をもって、区長に協議しなければならない。</p> <p>2 乳児等通園支援事業の廃止又は休止の承認の申請は、<u>乳児等通園支援事業廃止(休止)承認申請書(第5号様式)</u>により行うものとする。</p> <p>3 区長は、前項の規定による申請を承認するときは、乳児等通園支援事業廃止(休止)承認通知書(第6号様式)により通知する。</p> <p>4 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業の廃止又は休止を決定した場合は、速やかに利用者に対して説明を行わなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。</p> <p>附 則 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p><u>第1号様式(第2条関係)</u> <u>第2号様式(第2条関係)</u> <u>第3号様式(第2条関係)</u> <u>第5号様式(第4条関係)</u></p>
--	--

乳児等通園支援事業認可申請書兼特定乳児等通園支援事業者確認申請書

年 月 日

千代田区長 殿

住 所

申請者

氏 名

（法人にあつては、その主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

児童福祉法第34条の15の規定による乳児等通園支援事業の認可並びに子ども・子育て支援法第54条の2第2項の規定による確認を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

事業の施設名称		
事業の種類	<input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業	
	<input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業	
所在地	〒 ー 千代田区	
事業者連絡先	住 所	〒 ー
	連絡先	
事業開始（予定）年月日	年 月 日	
添付書類		

備考

「事業の種類」は、該当する種類の□にレを付けること。

乳児等通園支援事業認可証兼 特定乳児等通園支援事業者確認済証

第 号

年 月 日付けで申請のあった、児童福祉法第34条の15の規定による乳児等通園支援事業として認可し、及び子ども・子育て支援法第54条の2第2項の規定により確認しました。

年 月 日

千代田区長

記

1 事業の概要

事業の施設名称					
事業の種類	<input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業				
	<input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業				
設置者	住所	〒 ー			
	設置者				
	設置者代表者氏名				
所在地	〒 ー				
	千代田区				
事業者連絡先	住所	〒 ー			
	連絡先				
定員	0歳児	1歳児	2歳児	合計	
	名	名	名	名	
事業開始年月日	年 月 日				

2 認可に係る条件等

- (1) 千代田区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年千代田区条例第25号）及び千代田区乳児等通園支援事業の認可等に関する規則（令和7年千代田区規則第59号）に定める基準等の遵守に努めること。
- (2) 千代田区長は、事業の運営が著しく適性を欠き、又は基準に適合しないと認められるときは、事業者に対し期限を定めて必要な措置をとるべき旨を命じ、さらにその命令に従わないときは、乳児等通園支援事業としての認可の取消しを行うことがある。

第 号
年 月 日

殿

千代田区長

乳児等通園支援事業不認可通知書兼特定乳児等通園支援事業不確認通知書

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業については、認可しないこととし、特定乳児等通園支援事業については、確認しないこととしたので、児童福祉法第34条の15第6項及び子ども・子育て支援法第54条の2第2項の規定により、通知します。

記

事業の種類	
事業の施設名称	
所在地	
不認可（不確認）の理由	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千代田区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、千代田区を被告として（訴訟において千代田区を代表する者は千代田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

乳児等通園支援事業認可廃止（休止）申請書兼
特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書

年 月 日

千代田区長 殿

住 所

申請者

氏 名

（法人にあっては、その主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

事業の施設名称

所在地

年 月 日 第 号により認可及び確認された施設について、次のとおり廃止（休止）又は確認の辞退をしたいので、児童福祉法第34条の15第7項及び児童福祉法施行規則第36条の37第1項並びに子ども・子育て支援法第58条の6第1項の規定により、下記のとおり申請（届出）します。

【廃止（休止）】

- 1 廃止（休止）の理由
- 2 現に乳児等通園支援事業を受けている児童に対する措置
- 3 廃止の期日及び財産の処分（廃止の場合）
- 4 休止の予定期間（休止の場合）

【辞退】

- 1 確認辞退の理由

担当者氏名： 電話番号： メールアドレス： 住所：	〒
------------------------------------	---

東京都認証学童クラブの決定について

1 背景

東京都における学童クラブ事業では、平成22年度より職員体制や開所時間において国基準を上回る都型学童クラブ事業を実施し、本区においても平成23年度から11施設（令和6年度実績）を都型学童クラブとして対応してきたが、令和7年度から東京都は新たに子どもと保護者のニーズに応える多様なサービスを提供することを目的に東京都認証学童クラブ事業を開始した。認証学童クラブは、現行の都型学童クラブを上回る放課後児童支援員の配置や児童数の上限等を定め、さらなる学童クラブの質の向上を支援するものである。

2 東京都認証学童クラブの主な運営基準

区分	認証学童クラブ	都型学童クラブ	国基準
専用区画	児童1人につき1.65㎡以上(将来的に1.98㎡)	児童1人につき1.65㎡以上	児童1人につき概ね1.65㎡以上
規模 (児童数)	1支援単位で、10人～上限40人(41人～45人までは経過措置)	1支援単位で、10人～70人(概ね40人以下が望ましい)	1支援単位で、概ね40人以下(上限なし)
職員体制	<ul style="list-style-type: none"> ・1支援単位に支援員を3人以上配置(その2人を除き補助員でも可) ・1支援単位に1人は常勤の支援員を配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・1支援単位に支援員を2人以上配置(その1人を除き、補助員でも可) ・1支援単位に1人は常勤の支援員を配置 	1支援単位に支援員を2人以上配置(その1人を除き、補助員でも可)
開所日数	毎日(日曜・祝祭日・年末年始を除く)	毎日(日曜・祝祭日・年末年始を除く)	年間250日以上
開所時間	<ul style="list-style-type: none"> ・平日午後7時まで ・授業休業日は午前8時から午後7時まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・平日午後7時まで ・授業休業日は午前8時から午後7時まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・平日1日3時間以上 ・授業休業日は1日8時間以上
質の評価	東京都福祉サービス第三者評価の受審	—	—

3 東京都認証学童クラブの決定を受けた学童クラブ

既存の都型学童クラブ対象の民設民営学童クラブ 11 施設のうち、認証基準を満たす以下の 7 施設において、認証申請を行い、東京都より決定を受けた。

- ・麴町こどもクラブ
- ・東神田らる学童クラブ
- ・学童保育じゃんぷ九段クラブ
- ・ベネッセ万世橋学童クラブ
- ・ポピンズアフタースクール一番町（※）
- ・グローバルキッズ飯田橋第一学童クラブ（※）
- ・グローバルキッズ飯田橋第二学童クラブ（※）

（※）令和 9 年度末までの移行型：児童数が 41 人以上 45 人以下の施設で、その他の認証基準を満たす学童クラブ。

4 事業開始年月日（認証の基準日）

令和 7 年 4 月 1 日

5 東京都認証学童クラブへの対応状況と今後の方針

・令和 9 年度末で既存の都型学童クラブ事業が終了することから、現在認証基準を満たしていない学童クラブについて、都型学童クラブを中心に次年度以降の認証化を目指す。

・また、移行型（令和 9 年度末まで）で認証を受けている 3 施設に関しても、令和 8 年度以降に認証基準を満たした場合には、通常型として申請を行う見込みである。

いじめ、不登校、はくちょう教室の状況(令和8年1月末の報告)

教育委員会資料
令和8年2月24日
指導課

校種	学年	いじめ報告数			不登校者数		はくちょう教室利用者数		
		今月未解消	今年度解消(転出含)	今年度累計	今月不登校者	今年度累計	今月利用者数	今月登録者数	先月末登録者数
小学校	1年				1	1			
	2年	1	2(1)	3	4	4			
	3年	1	3	4	3	3	1	2	2
	4年	1		1	5	6	1	2	2
	5年	8	5	13	6	6	4	5	5
	6年	4	4	8	6	6	2	4	4
中・中等(前期)	1年				18	18	3	3	3
	2年	2		2	16	16	3	6	6
	3年	2		2	22	23	2	5	5
中等(後期)	4年		2	2	2	2	/	/	/
	5年		1	1	1	1			
	6年								
計	合計	19	17	36	84	86	16	27	27

教育委員会行事予定表

教育委員会資料
令和7年2月24日
子ども総務課

月	日	曜	時刻	行事（事業名）	場所等	出席者等
2	24	火	15:00~	教育委員会定例会	教育委員会室	教育委員出席
2	25	水				
2	26	木				
2	27	金				
2	28	土				
3	1	日				
3	2	月	10:30~	雅楽教室	宮内庁楽部	教育委員出席
3	3	火				
3	4	水				
3	5	木				
3	6	金				
3	7	土	10:00~	九段中等教育学校卒業式	九段中等教育学校	
3	8	日				
3	9	月				
3	10	火	15:00~	教育委員会定例会	教育委員会室	教育委員出席
3	11	水				
3	12	木				
3	13	金				
3	14	土				
3	15	日				
3	16	月				
3	17	火				

教育委員会行事予定表

教育委員会資料
令和7年2月24日
子ども総務課

月	日	曜	時刻	行事（事業名）	場所等	出席者等
3	18	水	10:00～	幼稚園・こども園修了式		教育委員出席
3	19	木	10:00～	中学校卒業式		教育委員出席
3	20	金				
3	21	土				
3	22	日				
3	23	月				
3	24	火	15:00～	教育委員会定例会	教育委員会室	教育委員出席
3	25	水	10:00～	小学校卒業式		教育委員出席
3	26	木				
3	27	金				
3	28	土				
3	29	日				
3	30	月				
3	31	火	15:00～	教育委員会臨時会	教育委員会室	教育委員出席

「広報千代田」
3月5日号広報原稿一覧

子ども部、地域振興部
(文化振興課、生涯学習・スポーツ課)

18件

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者
			開催日・開催期間		区以外が主催のとき
1	子育て推進課	4月から中学生になる児童を養育する方へ	4月から新たに中学生になる児童を養育する方へ中高生世代応援手当の受給に関する周知を実施		
2	児童・家庭支援センター	子育てサポートが受けられる利用会員登録説明会	自宅へ子育て・家族支援者を派遣し、宿泊や病後児の保育なども行う、千代田子育てサポート事業の利用会員登録説明会。	3月13日(金) 10時30分～ 11時30分	あい・ぽーと麹町 (三番町7) NPO法人 あい・ぽーとステーション
3	文化振興課	四番町図書館おはなし会	毎月開催している四番町図書館のおはなし会。	毎週土曜日11時～	2階児童室 四番町図書館
4	文化振興課	四番町図書館Wikipediaの裏側を覗く情報リテラシー講座	ウィキペディアを編集していた海瀬氏を招いた情報リテラシー講座。	3月28日(土) 14時～15時30分	四番町図書館 5階 四番町図書館
5	生涯学習・スポーツ課	エアロビクスI期	15歳以上の方(中学生を除く)を対象にしたエアロビクス教室を開催	4月8日～6月10日の毎週水(4/29、5/6を除く全8回) 10時～11時15分	スポーツセンター スポーツセンター
6	生涯学習・スポーツ課	キッズダンスI期(幼児・小学生クラス)	4歳以上の未就学児・小学生を対象にしたダンス教室を開催	4月7日～6月2日の毎週火曜(5/5を除く全8回)	スポーツセンター スポーツセンター

「広報千代田」
3月5日号広報原稿一覧

子ども部、地域振興部
(文化振興課、生涯学習・スポーツ課)

18件

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者	
			開催日・開催期間		区以外が主催のとき	
7	生涯学習・スポーツ課	はじめてのバレエエクササイズ	15歳以上の方（中学生を除く）を対象にしたバレエエクササイズ教室を開催	4月5日～5月31日の毎週日曜（5/3を除く全8回） 15時～16時	スポーツセンター	スポーツセンター
8	生涯学習・スポーツ課	リズムシェイプアップチビッコ体操Ⅰ期	中学生を除く15歳以上を対象にしたリズムシェイプアップと3歳以上の未就学児を対象とした体操教室を開催	4月8日～6月24日の毎週水曜（4/29、5/6を除く全10回） 14時30～15時45分	スポーツセンター	スポーツセンター
9	生涯学習・スポーツ課	卓球教室Ⅰ期	15歳以上の方（中学生除く）を対象にレベル別の卓球教室を開催	4月6日～5月25日の毎週月曜（4/20、5/4、5/18を除く全5回）	スポーツセンター	スポーツセンター
10	生涯学習・スポーツ課		スポーツセンターのイベント紹介		スポーツセンター	スポーツセンター
11	生涯学習・スポーツ課	すぼすたちよだクラブスタディ（文化学習）プログラム	伝統工芸品、米粉パンの試作体験	①4月16日18:30～20:30 ②4月23日18:30～20:30	スポーツセンター	九段生涯学習館
12	生涯学習・スポーツ課	プロコーチから学ぶ！春のランニング教室	目的に合わせたランニング教室を開催（①正しいランニングフォームの構築・姿勢編②正しいランニングフォームの構築・脚、腕の動き編）	①4月9日（木） 19時～21時 ②4月23日（木） 19時～21時	スポーツセンター	スポーツセンター
13	生涯学習・スポーツ課	みんな元気に歩こう会	区内在住・在勤者を対象に講習会を実施	4月5日（日） 10時～	千代田区役所→ 清水谷公園	千代田区 スポーツ協会

「広報千代田」
3月5日号広報原稿一覧

子ども部、地域振興部
(文化振興課、生涯学習・スポーツ課)

18件

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者	
			開催日・開催期間		区以外が主催のとき	
14	生涯学習・スポーツ課	はじめての太極拳 春の初心者講習会	18歳以上の区内在住・在勤・在学者 を対象に講習会を実施	4月8日・22日 5月13日・27日 6月10日・24日 (いずれも水曜/ 全6回) 18時～	スポーツセンター	千代田区 スポーツ協会
15	生涯学習・スポーツ課	弓道大会	区内在住・在勤者を対象に講習会を 実施	4月11日(土) 13時～	スポーツセンター	千代田区 スポーツ協会
16	生涯学習・スポーツ課	ゲートボール講習会	区内在住・在勤者を対象に講習会を 実施	①4/11～5/9(毎週 土曜/全5回)9時30 分～ ②5/14、7/9、 8/13、10/8(いず れも木曜/全4回) 18時～	①西神田公園 ②外濠公園総合グ ラウンド	千代田区 スポーツ協会
17	生涯学習・スポーツ課	次世代区相撲指導者講習会	アマチュア相撲選手、千代田区相撲 連盟所属者または所属希望者を対象 に講習会を実施	令和8年4月～ 令和9年3月(毎月 第2土曜) 14時～	スポーツセンター	千代田区 スポーツ協会
18	生涯学習・スポーツ課	新スポーツセンター基本 計画(素案)意見募集	新スポーツセンター基本計画(素 案)に対するパブリックコメントの 実施	2月20日(金)～3 月6日(金)	閲覧場所 区のH P、情報コーナー (区役所2階)、 出張所、問合せ 先、スポーツセン ター、九段生涯学 習館	